

貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に
資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき
事項を定める省令案（仮称）について

1. 背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）による改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号。以下「法」という。）第35条第1項において、国土交通大臣は、法第33条第1項の基本方針に基づき国土交通省令で、貨物自動車運送事業者等[※]が運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るために講ずべき措置に関し、貨物自動車運送事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとされている。

このため、国土交通省令において、運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るために貨物自動車運送事業者等が取り組むべき具体的内容を示す必要がある。

なお、当該内容については、令和6年6月から開催された「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議」（以下「三省合同会議」という。）において、有識者委員による議論が行われてきたところであり、三省合同会議の取りまとめの内容に即して定めるものである。

2. 概要

(1) 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加のための措置の実施の原則（第1条関係）

貨物自動車運送事業者等は、法第33条第1項の基本方針に定められた貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の目標を達成するため、その運送する貨物の特性、従業者の安全の確保の必要性その他の必要な事情に配慮した上で、運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加のための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。

(2) 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加（第2条関係）

貨物自動車運送事業者等は、以下に定めるところにより、法第34条に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同条に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

- ① 一の貨物自動車に複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置により、輸送網を集約すること。
- ② 荷主、連鎖化事業者、他の貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者と協議を行うことその他の措置により、複数の貨物自動車運送事業者等が委託を受けた集荷又は配達を一の運転者に行わせること。
- ③ 帰路において車両に貨物を積載することその他の措置により、貨物自動車の走行距離に占める貨物を車両に積載した状態における走行距離の割合を増加させること。
- ④ 配車、運行等に関する情報システムの導入その他の措置により、配車計画又

[※] 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者及び特定第二種貨物利用運送事業者をいう（法第30条第6号）。

は運行経路の最適化を行うこと。

- ⑤ 輸送する貨物の量に応じた大型車両の導入その他の措置により、運転者一人当たりの一回の運送ごとに輸送することができる貨物の重量を増加させること。

(3) 実効性の確保（第3条関係）

貨物自動車運送事業者等は、(2)の措置の実効性を確保するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下単に「効率化」という。）のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。
- ② 必要に応じて取引先その他の関係事業者に対し、複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置を実施するために必要な運賃の設定、パレットその他の輸送用器具の利用その他の効率化に資する措置の提案を行うこと。
- ③ 物資の流通に係るデータの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）を実施することその他の措置により、多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。
- ④ 効率化のための取組を効果的に行うため、国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。
- ⑤ テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。）の導入、貨物の積卸しのための施設の整備その他の措置を講ずることにより、(2)の措置を講ずることに伴い増加する運転者の負荷の低減に配慮すること。
- ⑥ 関係法令を遵守し、過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止すること。

※ なお、三省合同会議の取りまとめにおいて記載があるものの、本省令案で規定することとしていない内容については、今後策定予定の解説書等において記載する予定。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年2月

施 行：改正法の施行の日（令和7年4月予定）